

平成13年度 施策別取組方向

部局名： 主担部 生活部 、 地方労働委員会

施策番号	施 策 名		
441	働く場の確保と勤労者生活の支援		
【2010年度の目標】 働く意欲のある人がいきいきと働き、暮らしていくことができるよう、就労の場が確保されるとともに、ゆとりある勤労者生活が実現しています。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
年間総実労働時間数	1956時間	1,862時間	1900時間 (1800時間以下)
中小企業勤労者福利厚生サービス区域	2市	9市町村	21市町村 (県内全域)
ファミリー・サポートセンター事業区域	-	1市	7市町村 (県内全域)
25歳から39歳の女性の労働力率	(1995年) 60.1%	62.3% (推計)	63% (70.0%)
管理的職業従事者にしめる女性比率	(1995年) 9.7%	10.5% (推計)	15% (25.0%)

1 平成11年度取組

(1) 平成11年度取組概要とその成果

(生活部)

依然として厳しい雇用失業情勢が続く中、雇用の創出・安定を図り雇用不安を払拭することが求められていることを踏まえつつ、緊急雇用対策や新生経済対策に盛り込まれた雇用対策を推進してきた。また、中小企業未組織労働者への生活支援、福利厚生の充実を図った。

新規・成長分野における雇用の創出について

中小企業労働力確保法に基づき新分野の展開等を目指す中小企業への人材確保・育成・魅力ある職場づくりの活動への支援を行い、新たな雇用機会の創出を図った。(改善計画認定件数160件)

失業なき労働移動の支援について

ハローワークと(財)産業雇用安定センターとの連携による失業なき労働移動の推進を図った。

緊急地域雇用特別交付金事業について

9月に創設した国の緊急地域雇用特別交付金を受けて、臨時応急の雇用、就業機会の推進を図った。

勤労者が安心して働くことができる環境づくりのために

- ・ 激増する労働相談件数に対応するため労働相談員の増員、相談時間の延長等相談体制の充実を図った。(相談件数 674件)
 - ・ 持家対策資金等の貸し付け及び労住生協事業の資金貸付・勤信協への出捐を行う等、勤労者の生活支援を行った。
- 勤労者福祉の推進と充実した余暇活動の促進のために
- ・ 福利厚生制度が十分でない中小企業勤労者への福祉充実のため、「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の設置・広域化を促進し、H12年4月現在、3センター 19市町村に拡充された。
 - ・ ゆとりある勤労者生活を図るため、ゆとり創造促進事業やライフスタイル確立推進事業を実施し、ゆとりある勤労者生活実現のためのきっかけの場を提供した。

働く女性を支援するために

- ・ ファミリーサポートセンターの設置促進に努めたが、具体的な成果につながらなかった。
- ・ 男女雇用機会均等法等が改正されたことに伴い、セミナーの実施等によりその周知を図った。

(地方労働委員会事務局)

公正で安定した労使関係を築き、労働者の労働環境の改善、勤労者の生活支援のための施策を実施した。

不当労働行為事件の審査を実施することにより、公正で健全な労使関係の確立に寄与した。

労働組合の資格審査の実施により、労働組合の民主制、自主性の確保に努めた。

労働争議の調整を実施し、労使間の紛争解決に寄与した。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

(生活部)

緊急雇用特別交付金事業の前倒し発注等が時間的にも困難であったことから、雇用、就業機会の創出効果が十分でなかった。

勤労者を取り巻く環境の変化、多様化に対応するニーズの把握、新しい施策の構築が必要である。

(地方労働委員会事務局)

不当労働行為事件の審査等は、準司法的な手続きが必要であり、そのため解決に時間がかかることが多い。そのため事件処理の速さを示す指標「審査調整事件処理能力向上度」を設定し、処理日数の短縮を図ったが、更に今後とも積極的な取り組みが必要である。

2 平成12年度の取組と成果見込み

(生活部)

地方分権一括法が施行され、機関委任事務であった職業安定行政が国直轄となったことから、今後、県としては自治事務としての雇用施策、職業能力開発等を担うことになり、国の労働行政との密接な連携の下諸事業を推進することとなっていることから、労働行政担当職員の資質の向上を図るとともに、次のような事業を実施する。

雇用対策については、当面これまで実施してきた国の雇用対策連携しながら、地方公共団体として果たすべき事務を推進することとする。

労働行政担当職員の資質の向上を図るとともに、時代に合った新しい勤労福祉行政の視点を持てるよう職員研修を実施する。

中小企業勤労者福祉サービスセンター・ファミリーサポートセンターの設置を更に促進する。

既存事業の見直しを含め、勤労福祉行政の充実を図るため、労使関係団体との意見交換を適宜行う。

(地方労働委員会事務局)

事件等の解決能力向上の観点から「事件解決率」また、労使紛争等が自主的に解決される観点から「抑止率」、加えて審査事件等の処理を早める観点から「審査調整事件処理能力向上度」の指標を定め、目標を高めていく。さらに、不当労働行為の救済申し立て等に備え、的確に対応できる体制を整えるため、専門知識の習得や事件解決能力の向上に努めていく。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

(生活部)

12年度において、国(三重労働局)と緊密な連携を確保し、三重労働局が所管する施策と三重県が企画・実施する労働施策及び関連施策の両者が円滑かつ効果的に実施できるよう十分な意見交換、検討を行い、三重県の実情に即した労働行政の構築を図る。

身近での雇用情報を発信するため、パート相談センターの一層の充実を図る。

働く意欲のある人々に対して、それぞれの態様に応じた雇用対策の充実を図る。(再掲)

同和関係者の就職支援を行う。

65歳までの継続雇用の促進と高齢者の多様な就労機会の創出を図る。

雇用の場の確保と人材確保を図るため、Uターン就職に関する情報の収集・提供の一層の充実を図る。

労使団体との協働体制の中で、どちらかと言えば労使（民間）主導型の労働施策・勤労者福祉施策を引き出していきたい。

（地方労働委員会事務局）

現在、国や中労委では労働委員会での個別的労働紛争の取り扱いの検討が進められている。平成12年度中に結論が出される予定であり、その動向を見ながら充分協議していく必要がある。